

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

○土地改良法により換地計画を適当と決定した件
○競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

告示

福島県告示第一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項で準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、南会津町の小立岩地区の区画整理事業に係る換地計画について適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年一月四日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年一月七日から

同 月二十八日まで（二十二日間）

三 縦覧の場所

南会津町役場

（農地管理課）

福島県告示第二号

1 競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成十八年福島県告示第五百五十一号。以下「五百五十一号告示」という。）の一部を次のように改正する。

2 改正後の五百五十一号告示第一の規定は、森林整備業務の委託契約に係る平成二十五年以後の競争入札に参加する資格の審査について適用し、当該契約に係る平成二十四年度までの当該入札に参加する資格の審査については、なお従前の例による。
平成二十五年一月四日

福島県知事 佐藤雄平

第一に次の一号を加える。

八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号のいずれかに該当する者

（森林計画課）

福島県告示第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十五年一月四日

福島県知事 佐藤雄平

一 解除予定保安林の所在場所

大沼郡昭和村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び昭和村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十五年一月四日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

耶麻郡猪苗代町字山ノ神原七〇八二の五四九

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

公 告

公告第一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年一月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月十九日

二 名称

特定非営利活動法人素材広場

三 代表者の氏名

横田 純子

四 主たる事務所の所在地

福島県会津若松市千石町三番四十三―三百一号エスパード千石

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県の宿泊施設（旅館・ホテル）に対して、福島県内の安心・安全な素材および福島ならではの素材による地産地消の推進に関する事業を行い、宿泊施設が地産地消を活かした集客魅力向上に寄与し、旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業とともに、旅行の促進と観光事業の発展に貢献することを目的とする。

（文化振興課）

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）